

茨城工業高等専門学校における施設活用の実態調査及び是正勧告に関する規程

〔平成13年6月21日
制 定〕

(目的)

第1条 この規程は、茨城工業高等専門学校（以下「本校」という。）の施設の活用の実態を把握し、適時適切に使用方法の再編を行い、時代の変化に即応した教育研究活動を円滑に進めることを目的とする。

(調査)

第2条 茨城工業高等専門学校総務委員会（以下「委員会」という。）は、本校の施設活用状況の実態を把握するため、専門部会をもって随時施設使用状況等調査を行うものとする。

(報告)

第3条 専門部会は、前条の施設使用状況等調査を行った場合は、その結果を委員会に報告するものとする。

(勧告)

第4条 委員会は、前条の報告を受け、その使用の再編を必要と判断した場合は、校長に報告した上で、関係する各学科長及び一般教養部長（以下「学科長」という。）等にその是正を勧告することができる。

(協議)

第5条 前条の勧告を受けた学科長等は、直ちに是正に必要な手法及び経費について総務課と協議し、その結果を速やかに委員会に報告しなければならない。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の運用に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年6月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年11月1日から施行し、平成13年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。